

「ホワイト物流」推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
ヨコウン株式会社	代表取締役	塩田充弘	秋田県	運輸業	http://www.yokoun.co.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	
-------	--

（取組方針）

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

（法令遵守への配慮）

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

（契約内容の明確化・遵守）

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	①	物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A	③	パレット等の活用	・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
3	A	⑪	高速道路の利用	・物流事業者から、高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
4	B	①	運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を推進します。
5	B	②	運賃と料金の別建て契約	・運送契約を締結する場合には、運送の対価（運賃）と運送以外の役務等の対価（料金）を別建てで契約することを原則とします。
6	B	④	下請取引の適正化	・運送契約の相手方の物流事業者に対し、下請けに出す場合、上記①～②に準じて対応するように求めます。
7	C	①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
8	C	②	働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用	・働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。
9	F	①	健康経営の推進	・健康経営推進活動の各種予防対策を通し、女性や高齢者にとって働きやすい職場環境を創出し、仕事の効率化を図ります。
10	F	③	企業価値の向上	・企業価値を高めるための総合的・長期的なブランド戦略を思案し実行します。
11	F	④	働き方改革による現場力の強化	・「働き方改革推進室」を設置し、「働き方改革総合プログラム」の策定と推進を行います。
12	F	⑤	環境保全への取り組み	・Jクレジットの活動を継続し、温室効果ガス排出削減を目指します。

PR欄	<p>・ヨコウングループでは運送・荷役・保管・梱包・流通加工のいわゆる「物流」はもとより、さらに進化させたりサイクル関連事業をはじめとする各種機能要素を連携させた種々の周辺ビジネスも行っていきます。今後、この一つひとつのビジネスを有機的に活かし組み合わせた「ワンストップサービス」を「ビジネスモデル」として考案していきます。</p>
-----	--